

議案第 1 1 9 号

京丹後市立網野学校給食センター条例の一部改正について

京丹後市立網野学校給食センター条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

網野町郷地内に整備中である京丹後市立網野学校給食センターについて、令和 7 年度から新施設で調理した給食を提供するため、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市立網野学校給食センター条例の一部を改正する条例

京丹後市立網野学校給食センター条例（平成１６年京丹後市条例第１１１号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「京丹後市網野町下岡１８０番地」を「京丹後市網野町郷３６番地の１」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

京丹後市立網野学校給食センター条例(平成16年京丹後市条例第111号)新旧対照表

現行	改正案
京丹後市立網野学校給食センター条例 平成16年4月1日 条例第111号 第1条 (略) (名称及び位置) 第2条 学校給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 位置 <u>京丹後市網野町下岡180番地</u> 第3条・第4条 (略)	京丹後市立網野学校給食センター条例 平成16年4月1日 条例第111号 第1条 (略) (名称及び位置) 第2条 学校給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 位置 <u>京丹後市網野町郷36番地の1</u> 第3条・第4条 (略) <u>附 則</u> <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>